

第40号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月8日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係				1 総務関係			
(略)				(略)			
2 民生関係				2 民生関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～4	(略)	(略)	(略)	1～4	(略)	(略)	(略)
5	削除	削除	削除	5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなつた）	通知カードの再交付手数料	1枚につき500円

改正後				改正前			
					たときその他の再交付がや むを得ないものとして市長 が認める場合を除く。)		
6～35	(略)	(略)	(略)	6～35	(略)	(略)	(略)
3 建設関係～5 その他共通関係				3 建設関係～5 その他共通関係			
(略)				(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称及び額を定めた規定から、通知カードの再交付手数料に係る規定を削除する。(別表関係)

3 施行期日

公布の日

マイナンバーカードへの移行促進(通知カードの廃止)関係 改正概要

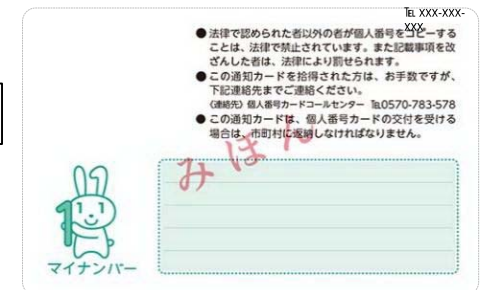
改正の背景

- 制度施行後、全国住民にマイナンバーを通知するほか、まず必要となる職場等へのマイナンバー提出時に証明書類として役割
- 転居時等における記載事項変更の手続が、住民及び市町村職員の双方に負担
- デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくべきとの議論

表



裏



「通知カード」と記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現

マイナンバー法の一部改正

- ① マイナンバー付番後は、通知カードに依らず、「通知」する
- ② 通知カードの記載事項変更等の手続を廃止
- ③ 施行日時点で交付されている通知カードは、その記載事項に変更がない又は正しく変更手続きがとられている限りは、マイナンバー証明書類として利用(経過措置)

施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日